

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		違反広告を行った者に対する広告の中止及び是正命令
根拠条例・規則名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第6条の5第1項 第6条の5第2項 第6条の5第3項 第6条の7第1項 第6条の7第2項 第6条の7第3項 第6条の8第2項 第87条 第90条 規則第1条の9
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。（理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。）
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		